

播磨地区海難防止強調運動推進連絡会議規約

(目的)

第1条 「播磨地区海難防止強調運動推進連絡会議」(以下「連絡会議」という。)は、全国海難防止強調運動の基本計画を受けて、播磨地区における官民の関係者が一体となって運動を展開し、海難防止思想の普及と高揚を図ることにより、海難の発生を防止することを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会議は、海上保安協会姫路支部及び同東播磨支部を推進母体とし、同母体から選出した別紙の関係者をもって構成する。

(業務内容)

第3条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 全国海難防止強調運動の播磨地区における実施計画及び推進方法の策定に関すること
- (2) 構成員相互の協力体制の確立及び連絡調整に関すること
- (3) その他海難防止強調運動の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること

(議長)

第4条 連絡会議に議長及び副議長2名を置き、議長は海上保安協会姫路支部長をもって充て、副議長は構成員の中から議長が指名する。

2 議長は、会議を招集し会務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長が出席できない場合はその職務を代行する。

(会議)

第5条 連絡会議の開催は、原則として全国海難防止強調運動の前に開催するものとし、議長は構成員にあらかじめ開催日時、場所、議題及びその他必要事項を通知する。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、海上保安協会姫路支部に置く。

(規約の変更)

第7条 この規約は、構成員の過半数の同意を得て変更することができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は連絡会議において定めることができる。

(附則)

この規約は平成19年6月4日から施行する。